

2019年7月12日

加盟店各位

ヤマトフィナンシャル株式会社

### クレジットカード決済関連規約の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社では、①カード情報を漏洩させないための注意事項をご案内すること②カード情報漏洩時の対応についてより分かりやすい表記とすることを目的に、規約の改定を行います。

詳細については、下記をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 対象となる加盟店様

「ネット総合決済 クロネコ web コレクト」をご利用中の加盟店様

#### 2. 規約の改定箇所

規約名	改定箇所	改定理由
ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」利用規約	第2条 (11) (12)	定義の追加
	第5条 第2項 (7) (11) (12) 第13条 第14条 第1項 第21条 見出し	表記の修正
	第20条 第4項	補足説明の追加
	第8条 第4項 第20条 第2項	商品代金留保に関する表現を修正
	第11条 第3項 第12条 第7・8・9項	ECサイトの安全性確保を義務化
クレジットカード払い加盟店規約	第2条 (5) (9) (10) (11) (12)	定義の追加
	第3条 第2項 第5条 第11項 (2) (3) (4) 第14条 見出し	表記の修正
	第3条 第3項 第4条 第1項 第5条 第1・2・4項、第11項 (1) 第7条 第4項 第14条 第1項	補足説明の追加
	第16条 第1項 (9)	債権買戻しの発生原因に不正利用を追加
	第9条	商品代金留保に関する表現を修正
	第4条 第3・4・5・6項	ECサイトの安全性確保を義務化
	第5条 第3項	カード情報漏洩防止のため、加盟店側が行うべき事項を明記
	第13条【新設】	カード情報漏洩時のフォレンジック調査の受け入れを義務化
	第14条 第4・5・6項	カード情報漏洩防止のための是正改善計画の策定と実施を義務化
	第15条【新設】	
	第18条【新設】	契約の解除・一時中断に関する条項

※改定箇所の新旧対照表は次ページ以降をご参照ください。

#### 3. 改定日

2019年7月16日

#### 4. お問い合わせ先

ヤマトフィナンシャル株式会社 カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル：0120-69-5090 電話：03-6671-8080（営業時間：9:00-18:00）

E-mail：[payment@kuronekoyamato.co.jp](mailto:payment@kuronekoyamato.co.jp)

以上

【別紙①-1】  
新旧対照表（ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」利用規約）

旧規約		新規約
通番	章	条文
1	第1章 総則	<p>第2条（用語の定義） 本規約において、次の各号の用語は、それぞれ次の意味で使用するものとします。 （1）ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」 当社が加盟店及び加盟店の顧客（以下「顧客」といいます）に提供するサービスであって、インターネットを介したデータの受渡しにより、加盟店と加盟店の顧客との間の商品代金決済を行えるようにするものをいいます。 （2）加盟店 購入の申込みを受けて商品を通信販売する者であって、当社と集金委託契約を締結し、且つ、本サービスの利用を申込み、当社が承認した者をいいます。 （3）利用契約 本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本規約及び当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する利用条件並びに決済手段別利用規約、商品代金集金委託契約を含みます。 （4）決済手段別利用規約 「クレジットカード払い利用加盟店規約」「コンビニ払い（オンライン）利用加盟店規約」「電子マネー払い利用加盟店規約」「ネットバンキング払い利用加盟店規約」等のことをいい本サービスの利用にあたっての一切に適用されます。 （5）決済手段 本サービスにて提供する、クレジットカード、コンビニ（オンライン）、電子マネー、ネットバンキング等、当社が現在及び将来において提供する決済手段をいいます。 （6）決済機関 本サービスにて決済手段を提供する、カード会社、コンビニエンスストア、電子マネー運営会社、ネットバンキング提供会社等、当社が現在及び将来において契約を締結する会社をいいます。</p>
2	第1章 総則	<p>（7）通信販売 第12条の規定に従い作成したホームページ又は加盟店の宣伝媒体などにおいて商品広告を行うことにより、顧客がインターネット・通信販売申込書の郵送・電話・ファクシミリなどの手段により本サービスを利用して商品の購入を申込み場合における販売取引で、顧客が各決済に必要な顧客氏名、電話番号などの事項を加盟店に提示することにより、当該代金の決済を行うことができるものをいいます。 （8）顧客 加盟店が販売する商品の顧客をいいます。 （9）商品 加盟店が販売する商品、または提供するサービスであって、利用契約締結の際に当社に届け出たもののうち、当社が承認したものをいいます。 （10）商品代金相当額 当社が第8条に基づき商品代金債権を取得することの対価として当社から加盟店に支払うべき金額、又は商品代金の取得に基づき当社が決済機関から支払いを受けるべき金額をいいます。</p> <p>（11）ECサイト <u>加盟店が自身の商品を販売するためのインターネット上のウェブサイト</u>をいいます。 （12）店舗 <u>加盟店が自身の商品を販売するための施設等</u>をいい、<u>実際の店舗（実店舗）とECサイトを</u>含みます。</p>
3	第3章 ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」取引手順	<p>第5条（加盟店の責任） 加盟店が第4条、決済手段ごとの利用加盟店規約に定める手続によらず通信販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとします。 2 加盟店は、以下の利用条件に従って本サービスを利用するものとします。 （1）商品代金の集金に関する委託契約（以下「集金委託契約」といいます）を締結していること。 （2）集金委託契約を締結してから一定期間を経過し、かつその間継続的な取引があること。 （3）実店舗を有していること。 （4）業務上インターネットを利用することが出来る環境にあること。 （5）本サービスの対象となる商品は、ヤマトグループ各社の運送サービスを利用して発送すること。 （6）本サービスの対象となる商品は、正当かつ適法な商行為に則った公序良俗に反しない商品とし、これに反する商品を取り扱わないこと。 なお、以下の①～⑤は、取扱いの対象外とします。 ①鉄砲刀剣類所持等取締法・麻薬及び向精神薬取締法・ワシントン条約その他の関連法令の定め違反するもの ②第三者の著作権・肖像権・知的所有権などを侵害するもの ③現金・商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券その他の有価証券 ④ヤマトグループ各社による運送ができないもの ⑤その他、当社が不適当と判断するもの</p>



4	<p>第3章 ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクション」取引手順</p> <p>(7) 1 決済の取り扱い上限金額を30万円までとします。ただし、電子マネーにおいてはこの限りではない。</p> <p>(8) 販売する商品が、業法上必要な許認可又は届け出を行うべき場合は、その免許を取得していること。(古物対象商品、酒類、米類の販売等)</p> <p>(9) 健康食品、医薬部外品、健康器具、医薬品医療機器等法に抵触する可能性のある商品を取り扱う場合は、事前にその法令に抵触していないことが確認されていること。</p> <p>(10) 長期、継続的に役務を提供していないこと。</p> <p>(11) 販売している商品の注文方法を説明している媒体(印刷物、インターネット上の店舗等)においては、購入者が安心して商品を購入することが出来るのに最低限必要な以下の情報が分かりやすく記載されていること。</p> <p>①商品販売価格(消費税の内税・外税の区別)</p> <p>②送料(購入者の負担の有無及び金額)</p> <p>③注文の方法(申込みの有効期限があるときは、その期限)</p> <p>④代金の支払時期及び方法(前・後払い、決済方法、支払期限)</p> <p>⑤商品の引渡時期</p> <p>⑥返品の方法(返品の可否、条件、期間等)</p> <p>⑦販売業者の名前、所在地、電話番号、e-mailアドレス等の連絡先、代表者又は責任者の名前、連絡方法</p> <p>※上記①～⑦の項目は「特定商取引に関する法律」に基づく表示をするものとする。</p> <p>(12) 販売している商品の注文方法を説明している媒体(印刷物、インターネット上の店舗等)において、本サービスを利用することが可能であるということの記載がされていること。</p>
5	<p>第3章 ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクション」取引手順</p> <p>第8条(商品代金の支払)</p> <p>当社は、加盟店に対し、顧客が支払いを行った商品代金相当額について、商品代金集金委託規約に基づく締め日・支払日で支払うものとします。</p> <p>2 当社は、前項の商品代金相当額から第9条に定める各決済の手数料を差し引いた後、加盟店指定の金融機関の口座に振込みにより支払うものとします。ただし、振込み手数料は、加盟店が負担するものとします。</p> <p>3 当社は第1項の支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その翌営業日に支払うものとします。なお一部金融機関においては営業日であっても、翌々営業日に支払う場合があります。</p> <p>4 当社は、加盟店が本サービス利用において、その内容もしくは正当性について疑義を有した、もしくは当社管理システムにおいて別途当社が定める基準を超えた利用がされた場合、その疑義が解消されるまで第1項に定める商品代金相当額を留保することができるものとします。その場合、加盟店は、当該取引データにかかる資料の提示・提出等、当社の調査に協力するものとします。</p>
6	<p>第4章 加盟店の義務等</p> <p>第11条(接続)</p> <p>加盟店は、本サービスを利用するにあたり、自己の責任と費用負担において、当社所定の方法によってのみ、加盟店のパソコン端末と当社の本サービス用サーバー間のオンライン接続を行うものとします。</p> <p>2 加盟店は、前項のオンライン接続に関して当社から別途指示があった場合は、これを遵守するものとします。</p>
7	<p>第4章 加盟店の義務等</p> <p>第12条(店舗の運営)</p> <p>加盟店は、本サービスの利用申込みを行う際に、商品の種類、内容、取扱期間、顧客1人に対する1回当りの通信販売限度額、その他取引上の重要事項、顧客に対する広告表現等につき、事前に当社経由決済機関に文書で届け出るものとします。</p> <p>2 商品券、印紙、切手その他の有価証券及び当社が別途指定した商品については、当社の個別の許可を得ずに通信販売を行ってはならないものとします。</p> <p>3 加盟店は、顧客に疑義を生じさせないように、店舗上に次の各号の項目をすべて明示するものとします。</p> <p>(1) 店舗が加盟店の名において運営・管理されている旨。</p> <p>(2) 加盟店の住所、商号又は名称、並びに代表者の氏名。</p> <p>(3) 加盟店の問い合わせ窓口の部署名、同部署の責任者の氏名、電話番号、並びにe-mailアドレス。</p> <p>(4) 商品の内容、引き渡し条件、提供価格、支払条件、並びにその他の提供条件。</p> <p>(5) 商品についての問い合わせ及び苦情対応は加盟店が受け付ける旨。</p> <p>(6) 商品の注文者を日本国内に住居する者に限定する場合はその旨。</p> <p>4 加盟店は、当社が商品の販売主体である、又は販売当事者として関与している、もしくは加盟店が当社から代理権を授与されていると利用者が誤解するおそれのある表示を行ってはならないものとします。</p> <p>5 加盟店は、商品の納期遅延及び不具合等に関し、個別契約の当事者としての義務の一切を自己の責任と費用負担において履行するものとします。</p> <p>6 加盟店は、前各号の他店舗運営、商品等の販売にあたっては、社団法人日本通信販売協会が定める「通信販売業における電子商取引のガイドライン」を遵守するものとします。</p>

<p>(7) 1 決済の取り扱い上限金額が30万円までであること(ただし、電子マネーにおいてはこの限りではありません。)</p> <p>(8) 販売する商品が、業法上必要な許認可又は届け出を行うべき場合は、その免許を取得していること。(古物対象商品、酒類、米類の販売等)</p> <p>(9) 健康食品、医薬部外品、健康器具、医薬品医療機器等法に抵触する可能性のある商品を取り扱う場合は、事前にその法令に抵触していないことが確認されていること。</p> <p>(10) 長期、継続的に役務を提供していないこと。</p> <p>(11) 販売している商品の注文方法を説明している媒体(印刷物、ECサイト等)においては、購入者が安心して商品を購入することが出来るのに最低限必要な以下の情報が分かりやすく記載されていること。</p> <p>①商品販売価格(消費税の内税・外税の区別)</p> <p>②送料(購入者の負担の有無及び金額)</p> <p>③注文の方法(申込みの有効期限があるときは、その期限)</p> <p>④代金の支払時期及び方法(前・後払い、決済方法、支払期限)</p> <p>⑤商品の引渡時期</p> <p>⑥返品の方法(返品の可否、条件、期間等)</p> <p>⑦販売業者の名前、所在地、電話番号、e-mailアドレス等の連絡先、代表者又は責任者の名前、連絡方法</p> <p>※上記①～⑦の項目は「特定商取引に関する法律」に基づく表示をするものとする。</p> <p>(12) 販売している商品の注文方法を説明している媒体(印刷物、ECサイト等)において、本サービスを利用することが可能であるということの記載がされていること。</p>
<p>第8条(商品代金の支払)</p> <p>当社は、加盟店に対し、顧客が支払いを行った商品代金相当額について、商品代金集金委託規約に基づく締め日・支払日で支払うものとします。</p> <p>2 当社は、前項の商品代金相当額から第9条に定める各決済の手数料を差し引いた後、加盟店指定の金融機関の口座に振込みにより支払うものとします。ただし、振込み手数料は、加盟店が負担するものとします。</p> <p>3 当社は第1項の支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その翌営業日に支払うものとします。なお一部金融機関においては営業日であっても、翌々営業日に支払う場合があります。</p> <p>4 当社は、加盟店が本サービス利用において、その内容もしくは正当性について疑義を有した、もしくは当社管理システムにおいて別途当社が定める基準を超えた利用がされた場合、その疑義が解消されるまで第1項に定める商品代金相当額を留保することができるものとします。その場合、加盟店は、当該取引データにかかる資料の提示・提出等、当社の調査に協力するものとします。<u>なお、この場合には、当社は遅滞の責を負わないものとします。</u></p>
<p>第11条(接続)</p> <p>加盟店は、本サービスを利用するにあたり、自己の責任と費用負担において、当社所定の方法によってのみ、加盟店のパソコン端末と当社の本サービス用サーバー間のオンライン接続を行うものとします。</p> <p>2 加盟店は、前項のオンライン接続に関して当社から別途指示があった場合は、これを遵守するものとします。</p> <p><u>3 加盟店は、前2項のオンライン接続を行うにあたり、その安全性等を自らの費用と責任において確認するものとします。</u></p>
<p>第12条(店舗の運営)</p> <p>加盟店は、本サービスの利用申込みを行う際に、商品の種類、内容、取扱期間、顧客1人に対する1回当りの通信販売限度額、その他取引上の重要事項、顧客に対する広告表現等につき、事前に当社経由決済機関に文書で届け出るものとします。</p> <p>2 商品券、印紙、切手その他の有価証券及び当社が別途指定した商品については、当社の個別の許可を得ずに通信販売を行ってはならないものとします。</p> <p>3 加盟店は、顧客に疑義を生じさせないように、店舗上に次の各号の項目をすべて明示するものとします。</p> <p>(1) 店舗が加盟店の名において運営・管理されている旨。</p> <p>(2) 加盟店の住所、商号又は名称、並びに代表者の氏名。</p> <p>(3) 加盟店の問い合わせ窓口の部署名、同部署の責任者の氏名、電話番号、並びにe-mailアドレス。</p> <p>(4) 商品の内容、引き渡し条件、提供価格、支払条件、並びにその他の提供条件。</p> <p>(5) 商品についての問い合わせ及び苦情対応は加盟店が受け付ける旨。</p> <p>(6) 商品の注文者を日本国内に住居する者に限定する場合はその旨。</p> <p>4 加盟店は、当社が商品の販売主体である、又は販売当事者として関与している、もしくは加盟店が当社から代理権を授与されていると利用者が誤解するおそれのある表示を行ってはならないものとします。</p> <p>5 加盟店は、商品の納期遅延及び不具合等に関し、個別契約の当事者としての義務の一切を自己の責任と費用負担において履行するものとします。</p> <p>6 加盟店は、前各号の他店舗運営、商品等の販売にあたっては、社団法人日本通信販売協会が定める「通信販売業における電子商取引のガイドライン」を遵守するものとします。</p> <p><u>7 加盟店は、自らの費用と責任においてECサイトの構築及び運営を行うこと、ECサイトについて当社が何らの責任・義務も負わないことを確認します。</u></p> <p><u>8 加盟店は、ECサイトにおけるセキュリティ対策が重要であること(特に、ECサイトがオープンソースにより構築されたものである場合には顧客の個人情報等が漏洩する危険性がより高くなること)を十分認識した上で自己の費用と責任において、ECサイトの安全性を保持するための運用、保守、機能拡張及び更新等の措置を講じなければならないものとします。</u></p> <p><u>9 前項の規定にもかかわらず、加盟店のECサイトの脆弱性が全部または一部の原因となり、当社または第三者に損害が生じた場合、加盟店は当該損害を賠償する責任を負うものとします。</u></p>



8	第4章 加盟店の義務等	<p>第13条（禁止事項）        加盟店は、本サービスの利用、店舗の運営並びに商品の販売において、次の各号の内容に該当する行為をし<b>ない</b>ものとします。        (1) 特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、独占禁止法、医薬品医療機器等法その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する行為。        (2) 商品券等の金券類、金銀の地銀またはタバコ・印紙・切手等の専売品を販売する行為。        (3) 詐欺行為。        (4) 本サービスを本規約に定める代金決済以外の目的に使用する行為、並びに本サービスの運営に支障を与える行為。        (5) 他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為。        (6) 他人の肖像権、プライバシーを侵害する行為。        (7) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する行為。        (8) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待にあたる文章、画像等を送信又は表示する行為。        (9) 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、又はこれに勧誘する行為。        (10) 他人の設備の利用又は運営に支障を与える行為。        (11) 他人になりすまして情報を送信もしくは表示し、又は店舗を運営する行為。        (12) 不特定多数人に対し、広告、宣伝、勧誘のメールを送信する行為、もしくは受信者から当該メールへの送信の中止を要求された後も、送信を継続する行為。        (13) 海外に居住する会員に商品を発送する行為。        (14) 決済機関のイメージを低下させる販売行為または提供。        (15) 長期、継続的に役務を提供する行為。        (16) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。        (17) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを張る行為。</p>
9	第4章 加盟店の義務等	<p>第14条（申込の誘引について）        加盟店は、利用契約に基づく信用販売に関して顧客に対して提示する広告その他の文書並びに販売方法について、法律その他の関係法令を遵守しなければならない。        2 当社及び決済機関は、加盟店が行っている通信販売が当社に届け出られたところに従って実施されているかどうか、並びに広告表現の適否を適宜調査することができるものとし、加盟店は当社の調査に協力するものとします。        3 当社及び決済機関は、加盟店が行う通信販売について、取扱商品及び広告表現の内容が、利用契約に基づく信用販売の対象としてふさわしくないと判断したときは、加盟店に対して変更・改善もしくは販売中止を求めることができ、加盟店はその要求に従い速やかに措置を取るものとします。</p>
10	第5章 利用契約の解除等	<p>第20条（契約違反による解除・調査のための一時利用中止）        当社は、加盟店が次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合は、加盟店への何らかの通知、催告を要せず直ちに本サービスの提供を一時中断し、もしくは利用契約を解除できるものとします。        (1) 手形又は小切手が不渡りとなったとき。        (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき。        (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがなされたとき、または清算に入ったとき。        (4) 解散又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。        (5) 利用契約の成立後に第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。        (6) 第5条2項、第12条、第13条のいずれかの規定に違反したとき。        (7) 決済手段別利用加盟店規約または商品代金集金委託契約のいずれかの規定に違反したとき。        (8) 決済機関の全部又は一部が加盟店の加盟店登録を取り消したとき。        (9) 利用契約以外の当社との契約につき、加盟店の責に帰すべき事由により当社から解除されたとき。        (10) 加盟店における店舗の運営・管理の維持が困難であると、当社が判断したとき。        (11) 加盟店において合併により加盟店の地位の承継があったとき。        (12) 監督庁から営業取消し、停止等の処分を受けたとき。        (13) 第3条2項に基づく当社再審査により、当社が不適格と判断したとき。        (14) クレジットカード払いにおいてカード会社の信用販売制度を悪用、カード会社規約に反する利用をしていることが判明したとき。        (15) 自らが暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等のいわゆる反社会的勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、もしくは所属していたとき、または密接な関係を有するとき。        (16) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辭、偽計又は威力を用いた業務妨害行為等の不当な行為をしたとき、または公序良俗に反する行為をしたとき。        (17) その他、利用契約に基づく責務を履行せず、相当の期間を定めて催告されたにもかかわらず、なお履行しないとき。        2 前項の場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。また、当社は第8条に規定する商品代金の支払を保留することができるものとします。        3 当社が、加盟店が第1項各号いずれかひとつにでも該当する疑いがあると判断した場合には、その調査をする間、サービスの利用を一時中止することができるものとします。        4 当社は、本サービス利用が2年以上無い場合には解除できるものとします。</p>
11	第5章 利用契約の解除等	<p>第21条（契約の解除）        理由の如何を問わず、利用契約が解除されたときは、加盟店は速やかに、利用契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止し、契約解除時点で当社に対する承認請求を行っていないものについては、当該顧客に対して利用契約に基づく本サービスを中止した旨を告知しなければならないものとします。        2 前項の場合、利用契約解除時点で受け入れた代金債権並びに債権譲渡を終了して決済機関がその取立てを終了していない代金債権の処理については、利用契約解除後もなお利用契約はその効力を有するものとします。        3 利用契約が終了した場合であっても、それまで利用契約に基づきなされた個別契約は、別途取消し、解除等がなされない限り、その効力を有するものとします。</p>

<p>第13条（禁止事項）        加盟店は、本サービスの利用、店舗の運営並びに商品の販売において、次の各号の内容に該当する行為をし<b>てはならない</b>ものとします。        (1) 特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、独占禁止法、医薬品医療機器等法その他の営業活動の規制に関する法律・規則等に違反する行為。        (2) 商品券等の金券類、金銀の地銀またはタバコ・印紙・切手等の専売品を販売する行為。        (3) 詐欺行為。        (4) 本サービスを本規約に定める代金決済以外の目的に使用する行為、並びに本サービスの運営に支障を与える行為。        (5) 他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為。        (6) 他人の肖像権、プライバシーを侵害する行為。        (7) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する行為。        (8) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待にあたる文章、画像等を送信又は表示する行為。        (9) 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、又はこれに勧誘する行為。        (10) 他人の設備の利用又は運営に支障を与える行為。        (11) 他人になりすまして情報を送信もしくは表示し、又は店舗を運営する行為。        (12) 不特定多数人に対し、広告、宣伝、勧誘のメールを送信する行為、もしくは受信者から当該メールへの送信の中止を要求された後も、送信を継続する行為。        (13) 海外に居住する会員に商品を発送する行為。        (14) 決済機関のイメージを低下させる販売行為または提供。        (15) 長期、継続的に役務を提供する行為。        (16) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。        (17) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる他人のデータ、情報等へリンクを張る行為。</p>
<p>第14条（申込の誘引について）        加盟店は、利用契約に基づく信用販売に関して顧客に対して提示する広告その他の文書並びに販売方法について、法律その他の関係法令を遵守しなければならない<b>ものとします</b>。        2 当社及び決済機関は、加盟店が行っている通信販売が当社に届け出られたところに従って実施されているかどうか、並びに広告表現の適否を適宜調査することができるものとし、加盟店は当社の調査に協力するものとします。        3 当社及び決済機関は、加盟店が行う通信販売について、取扱商品及び広告表現の内容が、利用契約に基づく信用販売の対象としてふさわしくないと判断したときは、加盟店に対して変更・改善もしくは販売中止を求めることができ、加盟店はその要求に従い速やかに措置を取るものとします。</p>
<p>第20条（契約違反による解除・調査のための一時利用中止）        当社は、加盟店が次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合は、加盟店への何らかの通知、催告を要せず直ちに本サービスの提供を一時中断し、もしくは利用契約を解除できるものとします。        (1) 手形又は小切手が不渡りとなったとき。        (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあったとき。        (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがなされたとき、または清算に入ったとき。        (4) 解散又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。        (5) 利用契約の成立後に第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき。        (6) 第5条2項、第12条、第13条のいずれかの規定に違反したとき。        (7) 決済手段別利用加盟店規約または商品代金集金委託契約のいずれかの規定に違反したとき。        (8) 決済機関の全部又は一部が加盟店の加盟店登録を取り消したとき。        (9) 利用契約以外の当社との契約につき、加盟店の責に帰すべき事由により当社から解除されたとき。        (10) 加盟店における店舗の運営・管理の維持が困難であると、当社が判断したとき。        (11) 加盟店において合併により加盟店の地位の承継があったとき。        (12) 監督庁から営業取消し、停止等の処分を受けたとき。        (13) 第3条2項に基づく当社再審査により、当社が不適格と判断したとき。        (14) クレジットカード払いにおいてカード会社の信用販売制度を悪用、カード会社規約に反する利用をしていることが判明したとき。        (15) 自らが暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等のいわゆる反社会的勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、もしくは所属していたとき、または密接な関係を有するとき。        (16) 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辭、偽計又は威力を用いた業務妨害行為等の不当な行為をしたとき、または公序良俗に反する行為をしたとき。        (17) その他、利用契約に基づく責務を履行せず、相当の期間を定めて催告されたにもかかわらず、なお履行しないとき。        2 前項の場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。また、当社は第8条に規定する商品代金の支払を保留することができるものとします。<b>なお、この場合には、当社は遅滞の責を負わないものとします。</b>        3 当社が、加盟店が第1項各号いずれかひとつにでも該当する疑いがあると判断した場合には、その調査をする間、サービスの利用を一時中止することができるものとします。        4 当社は、本サービス利用が2年以上無い場合には<b>加盟店に予告することなく利用契約を</b>解除できるものとします。</p>
<p>第21条（契約の解除<b>後の処理</b>）        理由の如何を問わず、利用契約が解除されたときは、加盟店は速やかに、利用契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止し、契約解除時点で当社に対する承認請求を行っていないものについては、当該顧客に対して利用契約に基づく本サービスを中止した旨を告知しなければならないものとします。        2 前項の場合、利用契約解除時点で受け入れた代金債権並びに債権譲渡を終了して決済機関がその取立てを終了していない代金債権の処理については、利用契約解除後もなお利用契約はその効力を有するものとします。        3 利用契約が終了した場合であっても、それまで利用契約に基づきなされた個別契約は、別途取消し、解除等がなされない限り、その効力を有するものとします。</p>



【別紙②-2】  
新旧対照表（クレジットカード払い利用加盟店規約）

旧規約		新規約
通番	章	条文
12	第1章 総則	<p>第2条（用語の定義） 本規約において、次の各号の用語は、それぞれ次の意味で使用するものとします。 （1）クレジットカード払い 当社が加盟店及び加盟店の顧客（以下「顧客」といいます）に提供するサービスであって、顧客のクレジットカード番号を暗号化し、インターネット上で送信することにより顧客と加盟店との間の商品の代金決済を行えるようにするもの。 （2）利用契約 本サービスを利用する場合の当社と加盟店との契約をいい、本規約及び当社が別途加盟店向けに提示する本サービスに関する利用条件並びに基本規約、商品代金集金委託契約を含みます。 （3）加盟店契約 クレジットカード払いの実施のために、当社が加盟店を代理してカード会社との間で締結する契約をいい、カード会社所定の加盟店規約を含みます。 （4）クレジットカード 当社が使用を認めているクレジットカード。 （5）カード会社 クレジットカードを発行、管理しているクレジットカード会社にして当社が現在及び将来において契約を締結する会社。 （6）通信販売 基本規約第12条の規定に従い作成したホームページ又は加盟店の宣伝媒体などにおいて商品広告を行うことにより、顧客がインターネット・通信販売申込書の郵送・電話・ファクシミリなどの手段により本サービスを利用して商品の購入を申込みの場合における信用販売取引で、顧客が各決済に必要な顧客氏名、電話番号などの事項を加盟店に提示することにより、当該代金の決済を行うことができるものをいいます。 （7）会員 会員とは、①カード会社、②カード会社およびカード会社が日本国内外で現在および将来において提携する会社・組織（以下「提携カード会社」という）、または③提携カード会社が各々定める会員規約を承認のうえ入会を申込み、入会を承認された個人または法人をいいます。</p>
13	第1章 総則	<p>（9）PCI DSS クレジットカードその他の決済手段にかかる情報、当該決済手段を用いた取引等の保護に関する国際的なデータセキュリティ基準をいいます。 （10）実行計画 クレジットカード取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含みます。）であって、その時々における最新のものをいいます。 （11）なりすまし 悪意ある第三者がカード名義人本人になりすましてクレジットカードを使う不正利用のことをいいます。 （12）デジタルフォレンジック調査 各種機器から電子的記録を収集し、ログの分析や消去データの復元・解析などを行い、不正アクセス等の記録を割り出す科学的な調査のことをいいます。</p>
14	第2章 クレジットカード払いの取引手順	<p>第3条（利用可能なカード、支払いの種類） 加盟店がクレジットカード払いで利用できるクレジットカードは、当社が現在及び将来において契約を締結するカード会社のクレジットカード及びカード会社と提携している日本国内及び日本国外の会社が発行するクレジットカードとします。 2 クレジットカードによる販売の支払の種類は、1回払い販売のほか、2回払い、リボルビング払い、分割払いを取り扱うものとします。 3 前項の規定にもかかわらず、カード会社との契約につき、一部の支払種類でお取扱いいただけない場合があります。</p>

15	第2章 クレジットカード払いの取引手順	<p>第4条（通信販売の申込受付の方法）  加盟店は、顧客より通信販売の申込みを受付けるときは、顧客から以下に掲げる申込内容を<u>受領</u>するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 顧客の氏名及び通知に必要な連絡先</li> <li>(2) 顧客のe-mailアドレス</li> <li>(3) 商品等の名称、種類等、商品等を特定できる事項</li> <li>(4) 商品等の代金額・付帯費用及び数量</li> <li>(5) クレジットカードの名称</li> <li>(6) クレジットカード番号</li> <li>(7) クレジットカードの有効期限</li> <li>(8) クレジットカードによる代金の支払方法</li> </ol> <p>ただし、クレジットカードの暗証番号については送付又は送信させないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 加盟店は、前項の申込みを受付けたときは、顧客から送付又は送信させた前項各号のうち、カード会社が指定する申込データ、顧客との通信及び取引処理経過を記録し、保管しておくものとします。</li> <li>3 加盟店は、<u>会員から通信販売の申込みを受け付けた</u>場合、第5条に定める承認を得るものとし、かつ、申込者がカード名義人であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえ、通信販売を行うものとします。</li> </ol>
----	---------------------	---

	<p>第4条（通信販売の申込受付の方法）  加盟店は、顧客より<u>クレジットカード払いによる</u>通信販売の申込みを受付けるときは、<u>カード番号等を保持しない措置又はPC I D S S等の当社の指定する情報セキュリティ基準を満たす措置のいずれかを講じた上</u>、顧客から以下に掲げる申込内容を<u>送付または送信させる</u>ものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 顧客の氏名及び通知に必要な連絡先</li> <li>(2) 顧客のe-mailアドレス</li> <li>(3) 商品等の名称、種類等、商品等を特定できる事項</li> <li>(4) 商品等の代金額・付帯費用及び数量</li> <li>(5) クレジットカードの名称</li> <li>(6) クレジットカード番号</li> <li>(7) クレジットカードの有効期限</li> <li>(8) クレジットカードによる代金の支払方法</li> </ol> <p>ただし、クレジットカードの暗証番号については送付又は送信させないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 加盟店は、前項の申込みを受付けたときは、顧客から送付又は送信させた前項各号のうち、カード会社が指定する申込データ、顧客との通信及び取引処理経過を記録し、保管しておくものとします。</li> <li>3 加盟店は、<u>第1項の申込みをした顧客が会員であった</u>場合、第5条に定める承認を得るものとし、かつ、<u>顧客が当該カードの名義人本人</u>であることを善良なる管理者の注意をもって、<u>実行計画に従って、確認のうえ</u>、通信販売を行うものとします。</li> <li>4 加盟店は、<u>第1項柱書に定める措置を講じる際、講じる予定の措置を事前に当社に報告し、当社よりセキュリティ、運用方法等の承諾を得なければならないものとします。</u></li> <li>5 当社は、<u>前項の報告を受けた場合において、加盟店の講じる措置が不適当と判断した場合は、当社の求める措置を講じることを加盟店に指示できるものとし、加盟店は当該指示に従わなければならないものとします。</u></li> <li>6 <u>技術の発展、社会環境の変化、実行計画の改定その他の事由により、当社が加盟店に承諾した措置が実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止するために必要があるときには、当社は、当該措置の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じなければならないものとします。</u></li> </ol>
--	--

16	第2章 クレジットカード払いの取引手順	<p>第5条（通信販売の手順）  加盟店は、自己の名と責任において、顧客からの通信販売の申込みを受付けるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 加盟店は、顧客からの通信販売の申込みに基づき、当該顧客に対して電話・Eメール等による購入意思の確認を速やかに行うものとします。</li> <li>3 カード会社の承認は当該カードの有効性のみを保証するものであり、当該通信販売の<u>申込者本人</u>であること保証するものではないことを、加盟店は了解するものとします。</li> <li>4 加盟店は、原則として商品配送時に、商品名、数量、代金額、送料、税額、代金支払方法その他割賦販売法第30条の2の3に定める事項などを記載した書面を会員に交付するものとします。</li> <li>5 加盟店は、通信販売を行うにあたり、クレジットカードにより支払いを行う顧客に対して手数料を請求する等、現金引き換えその他の決済手段によって支払いを行う顧客よりも不利に取り扱ってはならないものとします。</li> <li>6 加盟店は、オンライン接続等の方法によりカード会社に対しカードの有効性の照合及び承認番号の照会等の与信照会を行い、顧客と加盟店の間のクレジットカード払いを代金決済の手段とした商品の売買に関する契約（以下「個別契約」といいます）に係るカード会社の信用販売の承認を取得するものとします。</li> <li>7 当社は、前2項の業務を加盟店の委託に基づき行うことができるものとします。当社はカード会社から前項に定める信用販売承認を取得した時は、その旨を加盟店に通知するものとします。</li> <li>8 加盟店は、加盟店が顧客に代わり、顧客のクレジットカードの名称、クレジットカード番号、会員氏名、クレジットカードの有効期限、代金債権額をクレジットカード払いに入力する場合、必ず顧客にクレジットカード払いによるインターネットを利用したクレジットカード決済を行うことを、告知するものとします。又、加盟店は、顧客からの了解を得た場合のみ、クレジットカード払いを利用することができるものとします。加盟店が顧客の了解を得ずに、クレジットカード払いを利用して生じた紛争処理については加盟店が全責任を負うものとします。</li> <li>9 加盟店は、前項に定める通知受領後、顧客に対して通信販売の申込みを承諾した旨を通知し、且つ個別契約に係る商品の発送等の手続をとるものとします。</li> </ol>
----	---------------------	--

	<p>第5条（通信販売の手順）  加盟店は、自己の名と責任において、顧客からの<u>クレジットカード払いによる</u>通信販売の申込みを受付けるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 加盟店は、顧客からの<u>クレジットカード払いによる</u>通信販売の申込みに基づき、当該顧客に対して電話・Eメール等による購入意思の確認を速やかに行うものとします。</li> <li>3 加盟店は、<u>割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、以下の各号に掲げる事項を確認しなければならないものとします。この場合において、加盟店は、実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置を複数以上講じてこれを行うものとします。</u></li> </ol> <p>① <u>通知されたカード番号等の有効性</u>  ② <u>なりすましその他のカード番号等の不正利用に該当しないこと。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 カード会社の承認は当該カードの有効性のみを保証するものであり、当該通信販売の<u>顧客がカード名義人本人</u>であることを保証するものではないことを、加盟店は了解するものとします。</li> <li>5 加盟店は、原則として商品配送時に、商品名、数量、代金額、送料、税額、代金支払方法その他割賦販売法第30条の2の3に定める事項などを記載した書面を会員に交付するものとします。</li> <li>6 加盟店は、通信販売を行うにあたり、クレジットカードにより支払いを行う顧客に対して手数料を請求する等、現金引き換えその他の決済手段によって支払いを行う顧客よりも不利に取り扱ってはならないものとします。</li> <li>7 加盟店は、オンライン接続等の方法によりカード会社に対しカードの有効性の照合及び承認番号の照会等の与信照会を行い、顧客と加盟店の間のクレジットカード払いを代金決済の手段とした商品の売買に関する契約（以下「個別契約」といいます）に係るカード会社の信用販売の承認を取得するものとします。</li> <li>8 当社は、前2項の業務を加盟店の委託に基づき行うことができるものとします。当社はカード会社から前項に定める信用販売承認を取得した時は、その旨を加盟店に通知するものとします。</li> <li>9 加盟店は、加盟店が顧客に代わり、顧客のクレジットカードの名称、クレジットカード番号、会員氏名、クレジットカードの有効期限、代金債権額をクレジットカード払いに入力する場合、必ず顧客にクレジットカード払いによるインターネットを利用したクレジットカード決済を行うことを、告知するものとします。また、加盟店は、顧客からの了解を得た場合のみ、クレジットカード払いを利用することができるものとします。加盟店が顧客の了解を得ずに、クレジットカード払いを利用して生じた紛争処理については加盟店が全責任を負うものとします。</li> <li>10 加盟店は、前項に定める通知受領後、顧客に対して通信販売の申込みを承諾した旨を通知し、且つ個別契約に係る商品の発送等の手続をとるものとします。</li> </ol>
--	--



17	第2章 クレジットカード払いの取引手順	<p>10 加盟店が商品を発送したときは、申込書並びに商品発送の経過に従い、当社所定の方法で必要事項を入力して、売上請求依頼を作成するものとします。売上請求依頼の作成に際しては、加盟店は次の事項を遵守しなければならないものとします。</p> <p>(1) クレジットカード番号、会員氏名、クレジットカードの有効期限、代金債権額、加盟店名、加盟店番号、商品発送日、取扱者名、支払種類及び承認番号その他必要事項を記載する。</p> <p>(2) クレジットカード決済の対象とすることができる債権は、当該取引によって発生したものに限るものとし、現金の立替え、過去の売掛金の回収等は行ってはならない。</p> <p>(3) 売上請求依頼の記載金額の訂正、1回の取引による売上金額の複数売上票への分割記載、事実と異なる取扱日の記載、架空・水増しの売上代金債権の記載等、不実・不正の記載を行ってはならない。</p> <p>(4) 売上請求依頼の記載金額の訂正を要するときは、当該売上請求依頼を破棄して新たに売上請求依頼を作成する。</p> <p>11 当社は、前項に定める加盟店からの売上請求依頼に基づき、加盟店を代理して当該個別契約に基づく売上記録を当社所定の方法でカード会社に交付するものとします。</p> <p>12 当社の承認が得られたものであっても、加盟店において、当該クレジットカードの利用が無効カード、偽造カード、第三者による不正利用、その他正当な利用でないことを知り、もしくは知りうる状況にあった場合には、加盟店はクレジットカード払いによる通信販売を行ってはいけないものとします。尚、この場合、加盟店は、当社に対し直ちに事態を報告するものとし、既に信用販売を行った売上債権については、第8条に規定する売上債権の譲渡を行ってはならないものとします。</p> <p>13 加盟店は、商品を顧客に複数回に渡り引渡しまたは提供する場合において、加盟店の理由により引渡し又は提供することが困難となった場合、直ちにその旨を当社及び顧客に連絡するものとします。</p> <p>14 加盟店は、加盟店が本条第2項に定める購入意思の確認が行われ<del>ない</del>場合、又はカード会社の信用販売承認が取得できなかったときは、当該顧客が当該個別契約の代金決済のためのクレジットカード払いを利用する資格を喪失することを了承するものとします。</p> <p>15 加盟店は、加盟店が当社に本条第6項に定める信用販売承認の通知後、2ヵ月を経過した売上請求依頼を行った場合、当社が再度当該個別契約に係わるカード会社の信用販売の承認を取得することを了承し、カード会社の信用販売承認が取得できなかったときは、当該顧客が当該個別契約の代金決済のためのクレジットカード払いを利用する資格を喪失することを了承するものとします。</p> <p>16 加盟店は、個別契約の代金決済のためにクレジットカード払いを利用する資格を喪失した顧客との間で、代替決済方法等個別契約に関する事項を直接解決するものとします。尚、当社は、顧客が当該クレジットカード払いを利用する資格を喪失したことにより加盟店が被った損害に関し、一切責任を負わないものとします。</p>
18	第2章 クレジットカード払いの取引手順	<p>第7条（申込取消し）</p> <p>加盟店は顧客に販売するすべての商品について、加盟店のホームページ又は宣伝媒体上に、商品の提供から2週間以内の期間は、原則として商品の返品又は交換を受付ける旨を明記するものとします。ただし、商品の特性に応じ返品・交換を受付けることのできない場合はあらかじめその旨を明記するものとします。</p> <p>2 顧客から商品の返品依頼があった場合、加盟店は顧客からの連絡を受けた日をもって申込取消日とします。顧客への代金請求の取消し手続きは、原則として、当社が加盟店に代わり第8条の規定に準じて行うものとします。ただし、カード会社又はカード会社の提携カード会社から、別途指示があった場合には、第8条の規定にかかわらず加盟店は、カード会社又はカード会社の提携カード会社の指示に従うものとします。</p> <p>3 顧客が商品の申込みを取消す場合は、必要に応じて加盟店は直接顧客に代金を返金することができるものとします。</p> <p>4 当該買取代金が支払済みの場合には、加盟店は当社に対し直ちに返還するものとします。あるいは、当社は当該買取代金を次回以降の加盟店に対する支払金から差し引くことができるものとします。</p>
19	第2章 クレジットカード払いの取引手順	<p>第9条（商品代金支払の留保）</p> <p>当社は、第8条の売上債権データについて、その内容もしくは正当性について疑義を有した場合、その疑義が解消されるまで当該加盟店売上債権データにかかる代金債権の譲渡代金の支払を留保することができるものとします。その場合、加盟店は、当該売上債権データにかかる資料の提示・提出等、当社の調査に協力するものとします。</p>

<p>11 加盟店が商品を発送したときは、申込書並びに商品発送の経過に従い、当社所定の方法で必要事項を入力して、売上請求依頼を作成するものとします。売上請求依頼の作成に際しては、加盟店は次の事項を遵守しなければならないものとします。</p> <p>(1) クレジットカード番号、会員氏名、クレジットカードの有効期限、代金債権額、加盟店名、加盟店番号、商品発送日、取扱者名、支払種類及び承認番号その他必要事項を記載すること。<u>ただし、加盟店が、前条第1項柱書に規定するカード番号等の非保持化の措置を取っている場合にはカード番号等は記載する必要はないものとします。</u></p> <p>(2) クレジットカード決済の対象とすることができる債権は、当該取引によって発生したものに限るものとし、現金の立替え、過去の売掛金の回収等は行ってはならない<u>もの</u>とします。</p> <p>(3) 売上請求依頼の記載金額の訂正、1回の取引による売上金額の複数売上票への分割記載、事実と異なる取扱日の記載、架空・水増しの売上代金債権の記載等、不実・不正の記載を行ってはならない<u>もの</u>とします。</p> <p>(4) 売上請求依頼の記載金額の訂正を要するときは、当該売上請求依頼を破棄して新たに売上請求依頼を作成する<u>もの</u>とします。</p> <p>12 当社は、前項に定める加盟店からの売上請求依頼に基づき、加盟店を代理して当該個別契約に基づく売上記録を当社所定の方法でカード会社に交付するものとします。</p> <p>13 当社の承認が得られたものであっても、加盟店において、当該クレジットカードの利用が無効カード、偽造カード、第三者による不正利用、その他正当な利用でないことを知り、もしくは知りうる状況にあった場合には、加盟店はクレジットカード払いによる通信販売を行ってはいけないものとします。尚、この場合、加盟店は、当社に対し直ちに事態を報告するものとし、既に信用販売を行った売上債権については、第8条に規定する売上債権の譲渡を行ってはならないものとします。</p> <p>14 加盟店は、商品を顧客に複数回に渡り引渡しまたは提供する場合において、加盟店の理由により引渡し又は提供することが困難となった場合、直ちにその旨を当社及び顧客に連絡するものとします。</p> <p>15 加盟店は、本条第2項に定める購入意思の確認が行え<del>ない</del>場合、又はカード会社の信用販売承認が取得できなかったときは、当該顧客が当該個別契約の代金決済のためのクレジットカード払いを利用する資格を喪失することを了承するものとします。</p> <p>16 加盟店は、加盟店が当社に本条第7項に定める信用販売承認の通知後、2ヵ月を経過した売上請求依頼を行った場合、当社が再度当該個別契約に係わるカード会社の信用販売の承認を取得することを了承し、カード会社の信用販売承認が取得できなかったときは、当該顧客が当該個別契約の代金決済のためのクレジットカード払いを利用する資格を喪失することを了承するものとします。</p> <p>17 加盟店は、個別契約の代金決済のためにクレジットカード払いを利用する資格を喪失した顧客との間で、代替決済方法等個別契約に関する事項を直接解決するものとします。尚、当社は、顧客が当該クレジットカード払いを利用する資格を喪失したことにより加盟店が被った損害に関し、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第7条（申込取消し）</p> <p>加盟店は顧客に販売するすべての商品について、加盟店のホームページ又は宣伝媒体上に、商品の提供から2週間以内の期間は、原則として商品の返品又は交換を受付ける旨を明記するものとします。ただし、商品の特性に応じ返品・交換を受付けることのできない場合はあらかじめその旨を明記するものとします。</p> <p>2 顧客から商品の返品依頼があった場合、加盟店は顧客からの連絡を受けた日をもって申込取消日とします。顧客への代金請求の取消し手続きは、原則として、当社が加盟店に代わり第8条の規定に準じて行うものとします。ただし、カード会社又はカード会社の提携カード会社から、別途指示があった場合には、第8条の規定にかかわらず加盟店は、カード会社又はカード会社の提携カード会社の指示に従うものとします。</p> <p>3 顧客が商品の申込みを取消す場合は、必要に応じて加盟店は直接顧客に代金を返金することができるものとします。</p> <p>4 当該買取代金が<u>当社から加盟店に</u>支払済みの場合には、加盟店は当社に対し直ちに返還するものとします。あるいは、当社は当該買取代金を次回以降の加盟店に対する支払金から差し引くことができるものとします。</p>	<p>第9条（商品代金支払の留保）</p> <p>当社は、第8条の売上債権データについて、その内容もしくは正当性について疑義を有した場合、その疑義が解消されるまで当該加盟店売上債権データにかかる代金債権の譲渡代金の支払を留保することができるものとします。その場合、加盟店は、当該売上債権データにかかる資料の提示・提出等、当社の調査に協力するものとします。<u>なお、この場合には、当社は遅滞の責を負わないものとします。</u></p>
--	---	---



20	第3章 加盟店の義務等	(新設)	<p>第13条（カード番号等の機密保持及び事故時の対応）</p> <p>1 加盟店は、割賦販売法に従い、カード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないが、利用契約に基づいて知り得たカード番号等のカード及び会員に付帯する情報を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」といいます。）、または利用契約に関連する事項以外の目的に利用（以下「目的外利用」といいます。）してはならないものとします。</p> <p>2 加盟店は、本条第1項記載の情報が第三者に漏洩等または目的外利用されることがないように、実行計画に掲げられた措置及び情報管理体制の構築、システムの整備、社内規定の整備、従業員の教育等の措置をとるものとします。</p> <p>3 加盟店は、売上票（加盟店控）を破棄するまでの間一時的に保管することを除き、カード番号等、または売上票等に記載された会員の氏名その他にカードに付帯する情報を、一切保有してはならないものとします。ただし、加盟店はP C I D S Sおよび実行計画に掲げられた措置を実施し、その他当社の指定する情報セキュリティ基準を満たしたときに限り、当社の指定する範囲内で、それらの情報の一部を保有することができるものとします。</p> <p>4 前項にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化、実行計画の改定その他の事由により、加盟店が実施する措置がP C I D S Sおよび実行計画に掲げられた措置または当社の指定するセキュリティ基準に該当しないおそれが生じたとき、その他カード番号等の漏洩等の防止のために必要があると当社が認めるときは、その必要に応じて、加盟店がそれらの情報を保有することを禁止し、または加盟店が実施する措置の方法等を変更するよう求めることができ、加盟店はこれに応じなければならないものとします。</p> <p>5 本条第3項の規定にかかわらず、加盟店はカードに付帯する情報のうち、磁気ストライプのデータ、暗証番号及びセキュリティコードを、一切保有してはならないものとします。</p> <p>6 加盟店は本条第1項記載の情報につき漏洩等もしくは目的外利用の事実が判明し、またはそれらのおそれがあることを認識した場合には、直ちに当社に連絡するものとし、当社からの指示に従わなければならないものとします。</p> <p>7 当社は、加盟店から前項の連絡を受けた場合、または加盟店に本条第1項記載の情報につき漏洩等もしくは目的外利用が発生したおそれがあると判断した場合には、当該加盟店に対し、漏洩等または目的外利用の事実の有無、状況に関する報告を求め等必要な調査を行うことができ、加盟店は当社の指示に従わなければならないものとします。</p> <p>8 加盟店は前二項の場合で、当社が求めるときは、加盟店の費用負担で、漏洩等または目的外利用の有無、内容、発生期間、影響範囲、その他の事実関係及び発生原因を、一般社団法人日本クレジット協会が定める方法により、詳細に調査しなければならないものとします。なお、調査にはデジタルフォレンジック調査を含むものとし、一般社団法人日本クレジット協会が指定した第三者により行うものとします。</p>
21	第3章 加盟店の義務等	(新設)	<p>9 加盟店は、前項に規定する調査を実施する場合、その旨及び次の各号の事項を遅滞なく当社に報告しなければならないものとします。</p> <p>①調査の実施に先立ち、その時期及び方法</p> <p>②調査につき、その途中経過及び結果</p> <p>③前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項</p> <p>10 当社は、加盟店がカード番号等のカードに関する情報を第三者に漏洩等、または、目的外利用されることがないように、加盟店が本規約に定めるすべての義務及び責任を遵守するように、実行計画に掲げられた措置及び情報管理体制の構築、システムの整備、社内規定の整備、従業員の教育等の措置をとるよう指導、監督できるものとし、加盟店は当社の指導、監督に従わなければならないものとします。</p> <p>11 加盟店は本条第7項ないし第8項記載の調査の結果、漏洩等または目的外利用の事実が認められた場合、または当該事実が確認できなかったものの、当社が、今後そのおそれがあると判断した場合には、直ちに2次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し、当社の承認を受けた上で、実施しなければならないものとします。加盟店は、当社が再発防止策の実施状況について報告を求めた場合、速やかに報告をするものとします。</p> <p>12 加盟店が前項の対応をとるか否かに関わらず、カードに関する情報の漏洩等または目的外利用の事実が認められた場合、またはそれらのおそれが存在する場合には、当社は、必要に応じて、加盟店の同意を得ることなく、当該事実を公表し、または漏洩等もしくは目的外利用のカード番号等の会員に対して通知することができるものとします。</p> <p>13 本条第7項の場合で、漏洩等または目的外利用の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときは、加盟店は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な処置を講じなければならないものとします。</p> <p>14 前項に規定する必要な処置として、当社が加盟店に対して措置を指示した場合には、加盟店はこれに従い、実施しなければならないものとします。当社が措置を指示したにもかかわらず、加盟店が応じないことにより被害が拡大した場合、加盟店は一切の責任を負うものとします。</p>
22	第3章 加盟店の義務等	(新設)	<p>15 カード番号等の漏洩等（そのおそれがある場合を含みます。）または目的外利用により、当社またはカード会社に損害が発生した場合には、当社またはカード会社は、加盟店に対し、その損害賠償請求をすることができ、加盟店はこれを賠償するものとします。なお、以下の①②③の金額は、当社及びカード会社の損害とみなすものとします。</p> <p>①漏洩したカード番号等または漏洩のおそれが認められるカード番号等に係るカードの差し替えに要する費用の金額</p> <p>②漏洩したカード番号等または漏洩のおそれが認められるカード番号等を利用したカード取引の金額</p> <p>③会員への対応のために要した人件費、コールセンター費用、通信費、印刷費等の金額</p> <p>16 本条に規定する加盟店が調査や措置等に要する費用はすべて加盟店が負担するものとします。</p> <p>17 本条第15項を適用するに当たり、加盟店が保有するカード番号等の一部が漏洩した事実が認められる場合、または漏洩した可能性が高いと認められる場合、加盟店が保有する残りのカード番号等について、漏洩のおそれがないことを加盟店が合理的に証明できない限り、当該カード番号等についても、漏洩したおそれがあるものとして取り扱うものとします。</p> <p>18 本条の規定は基本規約の終了後においても効力を有するものとします。</p>



23	第3章 加盟店の義務等	<p>第13条（加盟店の義務）          加盟店は、<u>申込者が会員</u>本人以外であると疑われる場合、カード使用状況が明らかに不審と思われる場合は通信販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社カスタマーサービスセンター及びカード会社に連絡するものとします。          2 万一、加盟店が前項に違反して通信販売を行った場合、加盟店は当該通信販売の代金金額について責任を負うものとします。          3 紛失、盗難されたカード、偽造・変造されたカード、または第三者によるカードや会員番号の悪用などに起因する売上げが発生し当社がカード使用状況などの調査へ協力を求めた場合は、加盟店はこれに協力をするものとします。また、加盟店は当社またはカード会社から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には警察署へ当該売上げに対する被害届を提出するものとします。</p>
24	第3章 加盟店の義務等	<p>（新設）</p>
25	第3章 加盟店の義務等	<p>第14条（債権買戻し）          利用契約に基づき加盟店を代理してカード会社へ譲渡した売上債権について次の事情が判明し、当社から債権買戻しの請求を受けた場合、当然債権の買戻しが行われるものとします。          （1）利用契約に違反して商品の販売を行った場合。          （2）売上債権データが正当なものでないこと、又は売上債権データの記載内容が不実不備であった場合。          （3）加盟店の請求内容に誤りがあり、顧客に請求できない売上債権データがあった場合。          （4）当社が売上債権データの内容・正当性について疑義をもって調査を開始、調査への協力を求めたにもかかわらず、加盟店が調査に協力しなかったとき。          （5）加盟店と顧客との間で代金債権の発生原因となった取引に関する紛議が発生し、速やかに解決ができなかった場合。          （6）顧客が商品の引渡し又は提供を受けることが出来ないこと等を理由として、当該代金債権を含むカード利用代金債権の支払いを拒否した場合。          （7）カード名義人から売上代金債権に関し、カード利用の否認があった場合。          （8）顧客の与信承認日から7日を超え加盟店が当社に正式売上依頼を行なった債権があった場合。          （9）その他、利用契約に定める場合。          2 第5条第10項の場合において、顧客がカード会社又は当社に対して未提供の商品に相当する代金の支払を拒否したとき、支払が滞ったとき、当該代金の返還を求めたときは、加盟店は、当社の申出により遅滞なく当該売上代金債権を買戻すものとします。          3 前2項により債権買戻しの請求が行われた場合、加盟店は当社に対し、直ちに、券面額で代金債権相当額を返済するものとし、当社は、加盟店に支払うべき債務があるときは、当然、これと差引充当することができるものとします。当社は、代金債権相当額の返済が完了するまでは、適宜、加盟店に支払うべき債権譲受代金から差引充当を行うことができるものとします。          4 前項の差引充当を行った際、未精算の残金があるときは、当社の請求により、加盟店は一括してこれを支払うものとし、ます。          5 前項の加盟店の当社への未精算残金の支払にあたって、銀行振込手数料等は加盟店が負担するものとします。          6 加盟店が当社に届け出た営業所を閉鎖するなど、当社の通知、意思表示を受領すべき場所が不明となったときは、当社は加盟店に対する通知を省略して本条の手続を取ることができるものとします。</p>

23	<p>第14条（不正利用等についての対応）          加盟店は、<u>顧客がカード名義人</u>本人以外であると疑われる場合、カード使用状況が明らかに不審と思われる場合は通信販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社カスタマーサービスセンター及びカード会社に連絡するものとします。          2 万一、加盟店が前項に違反して通信販売を行った場合、加盟店は当該通信販売の代金金額について責任を負うものとします。          3 紛失、盗難されたカード、偽造・変造されたカード、または第三者によるカードや会員番号の悪用などに起因する売上げが発生し当社がカード使用状況などの調査へ協力を求めた場合は、加盟店はこれに協力をするものとします。また、加盟店は当社またはカード会社から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には警察署へ当該売上げに対する被害届を提出するものとします。  <u>4 加盟店は、カードの不正利用がなされた場合であって、当該事象の発生が複数回に及ぶなど割賦販売法及び実行計画の趣旨に鑑みて状況の是正の必要性が認められる場合またはそのおそれが認められる場合には、その必要性に応じて、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。</u>  <u>5 加盟店は、前項に規定する調査の実施、是正及び再発防止策の計画及び実施をする場合、その旨及び次の各号の事項を遅滞なく当社に報告しなければならないものとします。</u>  <u>①調査の実施に先立ち、その時期及び方法</u>  <u>②調査につき、その途中経過及び結果</u>  <u>③計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュール</u>  <u>④前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項</u>  <u>6 当社は、技術の発展、社会環境の変化、実行計画の改定その他の事由により、前2項に定める調査の実施、是正及び再発防止策の計画及び実施が不十分であり、別途の不正利用を防止するための措置をとる必要があると認める場合には、加盟店に対し、当社が求める不正利用を防止する措置を講じるよう指示することができるものとし、加盟店はこれに応じなければならないものとします。</u></p>
24	<p>第15条（是正改善計画の策定と実施）  <u>1 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応じなければならないものとします。なお、本条は第18条（契約の解除・一時中断）に基づく当社による利用契約の解除その他の権利行使を妨げるものではないものとします。</u>  <u>（1）加盟店が第13条第1項ないし第11項及び同条第13項ないし第16項の義務に違反するとき</u>  <u>（2）加盟店が第4条第3項ないし第6項に違反し、または、そのおそれがあるとき</u>  <u>（3）加盟店が行った通信販売について不正利用が行われた場合であって、第14条の義務を履行しないとき</u>  <u>（4）前各号に定める場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生状況その他の状況に照らし、割賦販売法その他関連諸法令に基づき、または、行政機関からの要請により、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講じることが求められるとき</u>  <u>（5）その他当社が必要と判断したとき</u>  <u>2 当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店に対し、是正及び改善のために計画を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応じなければならないものとします。</u></p>
25	<p>第16条（債権買戻し）          利用契約に基づき加盟店を代理してカード会社へ譲渡した売上債権について次の事情が判明し、当社から債権買戻しの請求を受けた場合、当然債権の買戻しが行われるものとします。          （1）利用契約に違反して商品の販売を行った場合。          （2）売上債権データが正当なものでないこと、又は売上債権データの記載内容が不実不備であった場合。          （3）加盟店の請求内容に誤りがあり、顧客に請求できない売上債権データがあった場合。          （4）当社が売上債権データの内容・正当性について疑義をもって調査を開始、調査への協力を求めたにもかかわらず、加盟店が調査に協力しなかったとき。          （5）加盟店と顧客との間で代金債権の発生原因となった取引に関する紛議が発生し、速やかに解決ができなかった場合。          （6）顧客が商品の引渡し又は提供を受けることが出来ないこと等を理由として、当該代金債権を含むカード利用代金債権の支払いを拒否した場合。          （7）カード名義人から売上代金債権に関し、カード利用の否認があった場合。          （8）顧客の与信承認日から7日を超え加盟店が当社に正式売上依頼を行なった債権があった場合。  <u>（9）加盟店が行った通信販売について、不正利用がなされたものである場合</u>          （10）その他、利用契約に定める場合。          2 第5条第11項の場合において、顧客がカード会社又は当社に対して未提供の商品に相当する代金の支払を拒否したとき、支払が滞ったとき、当該代金の返還を求めたときは、加盟店は、当社の申出により遅滞なく当該売上代金債権を買戻すものとし、ます。          3 前2項により債権買戻しの請求が行われた場合、加盟店は当社に対し、直ちに、券面額で代金債権相当額を返済するものとし、当社は、加盟店に支払うべき債務があるときは、当然、これと差引充当することができるものとします。当社は、代金債権相当額の返済が完了するまでは、適宜、加盟店に支払うべき債権譲受代金から差引充当を行うことができるものとします。          4 前項の差引充当を行った際、未精算の残金があるときは、当社の請求により、加盟店は一括してこれを支払うものとし、ます。          5 前項の加盟店の当社への未精算残金の支払にあたって、銀行振込手数料等は加盟店が負担するものとします。          6 加盟店が当社に届け出た営業所を閉鎖するなど、当社の通知、意思表示を受領すべき場所が不明となったときは、当社は加盟店に対する通知を省略して本条の手続を取ることができるものとします。</p>



26	第3章 加盟店の義務等	<p>第15条（証明書の提出と管理）          加盟店は、顧客から提出された取引申込書、電話による取引の際に作成された取引申込受付書、コンピュータ通信による取引の際に作成された取引申込みのデータ、並びに商品発送の証明書を当社の請求により速やかに当社に提出するものとします。但し、それぞれの規定に定めた保管期間を経過したときはこの限りではありません。</p>
27	第3章 加盟店の義務等	<p>（新設）</p>

<p>第17条（証明書の提出と管理）          加盟店は、顧客から提出された取引申込書、電話による取引の際に作成された取引申込受付書、コンピュータ通信による取引の際に作成された取引申込みのデータ、並びに商品発送の証明書を当社の請求により速やかに当社に提出するものとします。但し、それぞれの規定に定めた保管期間を経過したときはこの限りではありません。</p>
<p><u>第18条（契約の解除・一時中断）</u>          当社は、加盟店が次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合は、加盟店への何らかの通知、催告を要せず直ちに本サービスの提供を一時中断し、もしくは利用契約を解除できるものとします。          ① 本件利用契約のいずれかの規定に違反したとき。          ② 当社が加盟店として不相当と判断したとき。          ③ カード会社の信用販売制度を悪用、加盟店規約に反する利用をしていることが判明したとき。          ④ 自らが暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等のいわゆる反社会的勢力もしくは反社会的活動を行う団体に所属し、もしくは所属していたとき、または密接な関係を有するとき。          ⑤ 自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞、偽計又は威力を用いた業務妨害行為等の不当な行為をしたとき、または公序良俗に反する行為をしたとき。          2 前項の場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。          3 当社が、加盟店が第1項各号いずれかひとつにでも該当する疑いがあると判断した場合には、その調査をする間、本サービスの利用を一時中止することができるものとします。</p>